

# 受注型企画旅行取引条件説明書面・契約書面

前掲のご旅行条件書（企画書面）及びこの書面は、旅行契約が成立した場合の契約書面の一部となります  
（旅行業法第12条の4による取引条件説明書面）  
（旅行業法第12条の5による契約書面）

## 1. 受注型企画旅行契約

この旅行は、株式会社トヨタツーリストインターナショナル（以下「当社」といいます。）がおお客様の依頼により、旅行の目的地及び日程、お客様が受けることができる運送等サービスの内容並びにお客様が当社に支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これにより旅行を実施するものであり、旅行に参加されるお客様は当社と受注型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます。）を締結することになります。

## 2. 契約の申込み

- (1) 当社がお客様に交付した企画の内容に関し契約を申し込みますとお客様は、当社所定の申込書に所定の事項を記入の上、当社が別に定める金額の申込金とともに当社に提出していただきます。
- (2) 当社と通信契約を締結しようとするお客様は、前項の規定にかかわらず、会員番号を当社に通知しなければなりません。
- (3) 当社は、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から、旅行申込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を契約責任者が有しているものとみなします。
- (4) 契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。
- (5) 当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。
- (6) 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。
- (7) a. 身体に障がいをお持ちの方、b. 健康を害している方、c. 妊娠中の方、d. 補助犬使用者の方その他の特別な配慮を必要とする方は、その旨お申し出ください。当社は可能な範囲内でこれに応じます。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担とします。

## 3. 契約締結の拒否

- (1) 当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件を満たしていないとき、特に、18歳未満の方が単独で参加される場合に親権者の同意書の提出がないとき、または旅行開始時点で15歳未満の方が保護者の同行なしに申し込まれたとき。
- (2) 通信契約を締結しようとする場合であって、お客様が所持するクレジットカードが無効である等、旅行代金に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できないとき。
- (3) お客様が次の1から4のいずれかに該当したとき。
  - ① お客様が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあるとき。 ② お客様が暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋その他の反社会的勢力であると認められるとき。
  - ③ お客様が当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準じる行為を行ったとき。
  - ④ お客様が風説を流布し、偽計を用い若しくは威迫を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
- (4) 当社の業務上の都合があるとき。

## 4. 旅行のお申込みと契約の成立時期

- (1) 当社は、当社に旅行契約の申込みをしようとするお客様からの依頼があったときは、当社の業務上の都合があるときを除き、「企画書面」を交付します。
- (2) (1)の企画書面において、旅行代金の内訳として企画に関する取扱料金（以下「企画料金」といいます。）の金額を明示することがあります。
- (3) 当社がお客様に交付した企画の内容に関し契約を申し込みますとお客様は、所定の申込書に所定事項をご記入のうえ当社が別に定める金額の申込金を添えてお申込みください。
- (4) お客様との旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受領した時に成立するものとします。
- (5) 当社は書面による特約をもって申込金の支払いを受けることなく契約の申込みを受けることがあります。この場合旅行契約は、当該書面を交付した時に成立するものとします。
- (6) 申込金は、旅行代金（その内訳として金額が明示された企画料金を含みます）、取消料、違約料の一部として取り扱います。
- (7) 当社は、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から旅行申込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を契約責任者が有しているものとみなします。

契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社にご提出いただきます。当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負う事が予測される債務又は義務については、何ら責任を負うものではありません。また、当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

## 5. 契約書面の交付

- (1) 当社は、契約成立後速やかにお客様に旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他旅行条件及び当社責任に関する事項を記載した契約書面を交付します。
- (2) 契約書面を交付した場合において、当社が企画旅行契約により手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、前項契約書面に記載するところによります。

## 6. 確定書面

- (1) 契約書面において、確定された旅行日程又は運送若しくは宿泊機関の名称を記載できない場合には、当該契約書面において利用予定の宿泊機関及び表示上重要な運送機関の名称を記載した上で、当該契約書面交付後、旅行開始日の前日（旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降に契約の申込みがなされた場合にあっては、旅行開始日）までの当該契約書面に定める日までに、これらの確定状況を記載した確定書面（最終日程表）を交付します。
- (2) 前項の場合において、手配状況の確認を希望するお客様から問い合わせがあったときは、確定書面の交付前であっても、当社は迅速かつ適切にこれに回答します。
- (3) 確定書面を交付した場合には、当社が手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、当該確定書面に記載するところに特定されます。

## 7. 情報通信の技術を利用する方法

当社は、あらかじめお客様との承諾を得た場合には、企画書面、契約書面又は確定書面の交付に代えて、情報通信の技術を利用する方法により当該書面に記載すべき事項を提供することがあります。この場合、当該事項が記録されたことを確認した時に書面交付がなされたものとみなします。

## 8. 旅行代金の支払時期と変更

- (1) 旅行代金の額は、受注型企画旅行の企画書面に記載します。旅行代金は旅行出発日までの当社が定める期日までにお支払いください。
- (2) 利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超えて改定されたときは、その差額だけ旅行代金を増減することがあります。増額する場合は旅行開始日の前日から起算して15日目に当たる日より前に通知します。また、運送・宿泊機関等の利用人員の変更により料金が異なる場合、燃油サーチャージ・空港諸税、港湾諸税等の負担区分を企画書面に定めた場合、企画書面記載の方法により旅行代金を変更することがあります。
- (3) 当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合において、契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更となったときは、契約書面に記載したところにより旅行代金の額を変更することがあります。

## 9. 旅行代金に含まれるもの

企画書面に明示した運送機関の運賃・料金、宿泊費、食事代、観光料金、添乗サービス料金として明示したものの、団体行動中の心付、空港施設使用料・現地空港税・港湾諸税・燃油サーチャージ等のうち「旅行代金に含む」と企画書面に明示したものの、消費税等諸税を含みます。なお、国内・海外で含有項目が異なる場合は企画書面の記載を優先します。

## 10. 旅行代金に含まれないもの

前項に記載されたもののほかは旅行代金に含まれません。例として、自宅から集合・解散地点までの交通費、超過手荷物料金、クリーニング・電話・飲食等の個人的性質の費用、任意の旅行傷害保険料、旅券印紙代、査証取得費用・予防接種費用、空港施設使用料・現地空港税・燃油サーチャージ等のうち「別途必要」と企画書面に明示したものの、傷病時の医療費及び移送費、自由行動中の費用等があります。

## 11. 通信契約

- (1) 当社は、当社が提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます）のカード会員（以下「会員」といいます）より、所定の伝票への「会員の署名なくして旅行代金の支払いを受けること」（以下「通信契約」といいます）を条件に、「電話・郵便・ファクシミリ、インターネットその他の通信手段」による旅行のお申込みを受ける場合があります。その場合、旅行代金の全額を決済するものとします。ただし、当社が提携会社と無署名取扱特約を含む加盟店契約がないときや、業務上の理由等でお受けできない場合もあります。（所定の伝票に会員の署名をいただきクレジットカードでお支払いいただく契約は、通信契約に該当せず、通常の旅行契約となります。）
- (2) 通信契約により旅行契約を締結するときの旅行条件は、通常の受注型企画旅行契約の場合と一部異なります。①通信契約の申込みの際に、会員は申込みしようとする「受注型企画旅行の名称」、「出発日」等に加えて、「カード名」、「会員番号」、「カード有効期限」等を当社にお申し出いただきます。
- ②通信契約による旅行契約は、電話による申込みの場合は当社が契約の締結を承諾した時に成立するものとします。郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段による申込みの場合は当社が契約の締結を承諾する旨の通知が会員に到達した時に成立するものとします。
- ③通信契約での「カード利用日」は、会員及び当社が旅行契約に基づく旅行代金等の支払又は払戻債務を履行すべき日とし、前者は契約成立日、後者は契約解除のお申出のあった日となります。

## 12. 契約内容の変更について

- (1) お客様から契約内容の変更の求めがあったときは、当社は可能な限りお客様の求めに応じます。この場合、当社は旅行代金を変更することがあります。
- (2) 当社は、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の受注型企画旅行の内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明します。

## 13. お客様の解除権（旅行開始前）

- (1) お客様は第22項の旅行契約後いつでも、次による取消料をお支払いいただくことにより旅行契約を解除することができます。ただし、当社が、運送・宿泊機関等が定める取消料、違約料その他の運送・宿泊機関等との間の旅行サービスに係る契約の解除に要する費用（以下、総称して「運送・宿泊機関取消料等」という。）の金額を、第4項の(1)の企画書面において証憑書類を添付して明示した時は、旅行者が旅行開始前に受注型企画旅行契約を解除した場合の取消料については、次による取消料の金額にかかわらず、当社が運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払わなければならない運送・宿泊機関取消料等の合計額以内の金額とします。なお、契約解除のお申出は、当社の営業日・営業時間内にお受けしますので、旅行お申込み時に営業時間等をお客様ご自身でもご確認ください。
- (2)次に該当する場合は、お客様は取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。
  - ① 契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が第22項の表左欄に掲げるものその他の重要なものであるときに限ります。
  - ② 第8項(2)(3)の規定に基づいて旅行代金が増額されたとき。（第32項(7)に定める燃油サーチャージ等の増額による場合を除きます。）
  - ③ 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となる可能性が極めて大きいとき。
  - ④ 当社がお客様に対し、第6項に定める期日までに確定書面（最終日程表）を交付しなかったとき。
  - ⑤ 当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能になったとき。
- (3)当社は、(1)により旅行契約が解除されたときは、既に收受している旅行代金（又は申込金）から所定の取消料を差し引いた残額を払い戻します。また、(2)により旅行契約が解除されたときは、既に收受している旅行代金（又は申込金）の全額を払い戻します。
- (4)旅行契約成立後に、お客様のご都合に発出日を変更された場合は、取り消し後に再予約を行うこととなり、(1)の取消料の対象となります。

## 14. お客様の解除権（旅行開始後）

- (1)旅行開始後において、お客様のご都合により旅行契約を解除又は一時離脱をした場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払戻しをいたしません。
- (2)お客様の責に帰さない事由により旅行日程表に従った旅行サービスの提供を受けられなくなったときは、お客様は不可能になった旅行サービス提供に係る部分の旅行契約を解除することができます。この場合、当社は旅行代金のうち、不可能になった旅行サービスの提供に係る部分から、取消料、違約料その他のすでに支払又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものを、お客様に払い戻します。

## 15. 当社の解除権（旅行開始前）

- (1)お客様が第8項に定める期日までに旅行代金のお支払いがないときは、当社は、お客様が旅行に参加される意思がないものとみなし、当該期日の翌日に旅行契約を解除します。この場合は企画書面に定める取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。
- (2)当社は、次に掲げる場合において、お客様に理由をご説明して、旅行開始前に旅行契約を解除することがあります。
  - ① お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと当社が認めるとき。
  - ② お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げる恐れがあると当社が認めるとき。
  - ③ お客様が契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
  - ④ お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明したとき。
  - ⑤ スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のように、当社があらかじめ表示した旅行実施条件が成立しないとき、又はそのおそれが極めて大きいとき。
  - ⑥ 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
- (3)当社は、(1)により旅行契約を解除したときは、既に收受している旅行代金（又は申込金）から違約料を差し引いて払い戻します。(2)により旅行契約を解除したときは、既に收受している旅行代金（又は申込金）の全額を払い戻します。

## 16. 当社の解除権（旅行開始後）

- (1)当社は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても旅行契約の一部を解除することがあります。
  - ① お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により旅行の継続に耐えられないとき。
  - ② お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当社の指示への違背、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴力又は脅迫などにより団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
  - ③ お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明したとき。
  - ④ 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合であって、旅行の継続が不可能となったとき。
- (2)解除の効果及び払戻し
  - ① (1)により旅行契約の解除が行われた場合であっても、お客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する旅行契約は有効に履行されたものとします。この場合お客様と当社との契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。
  - ② 当社は旅行代金のうち、お客様がまだその提供を受けていない旅行サービスに係る費用から、当社が当該サービスを提供する運送・宿泊機関等に支払又はこれから支払うべき取消料、違約料その他の名目による費用を差し引いて払い戻します。

## 17. 旅行代金の払戻し

- (1)当社は、第8項、第13項及び第14項(2)、第15項及び第16項の規定により、お客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内に、減額又は旅行開始後の解除による払戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に対し当該金額を払い戻します。
- (2) (1)の規定は第20項又は第23項で規定するところにより、お客様又は当社が損害賠償請求権を行使することを妨げるものではありません。

## 18. お客様の交替

お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を別の方に譲り渡し、又は構成者の変更を行うことができます。この場合、当社所定の交替手数料を申し受けます。既に航空券その他の乗車券類・宿泊券類を発行している場合は、再発券・再手配に要する実費その他運送・宿泊機関等が定める費用を別途申し受けることがあります。運送・宿泊機関等の都合により交替をお受けできない場合があります。

## 19. 旅程管理と添乗員等

- (1)当社は次に掲げる業務を行い、お客様の安全かつ円滑な実施を確保することに努力します。ただし、お客様と当社がこれと異なる特約を結んだ場合には、この限りではありません。
  - ① お客様が旅行中、旅行サービスを受けることができないおそれがあると認められるときは、旅行契約に従った旅行サービスの提供を確実に受けられるための必要な措置を講ずること。
  - ② 1の措置を講じたにもかかわらず、旅行契約の内容を変更せざるを得ないときは、代替旅行サービスの手配を行うこと。この際、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかなうものとなるよう努めること、また、旅行サービスの内容を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努めることなど、契約内容の変更を最小限にとどめるよう努力すること。
- (2)当社は、旅行中のお客様が疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めるときは、必要な措置を講じることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものでないときは当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法でお支払いいただきます。
- (3) (1)の業務は、添乗員の同行する旅行にあっては添乗員が、添乗員が同行しない場合は現地係員又は現地において当社が手配を代行させるもの（以下「手配代行者」といいます。）が行います。
- (4)添乗員の同行しない旅行にあっては、現地における当社（現地係員又は手配代行者等を含みます。）の連絡先を確定書面（最終日程表）に明示します。
- (5)添乗員の同行の有無は契約書面に明示します。
- (6)添乗員の業務は原則として8時から20時までとします。

## 20. 当社の責任

- (1)当社は当社または手配代行者が故意又は過失によりお客様に損害を与えた場合は損害を賠償いたします。ただし、損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に対して通知があったときに限ります。
- (2)お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社又は当社の手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったときは、当社は、(1)の場合を除き、その損害を賠償する責任を負うものではありません。
- (3)当社は、手荷物について生じた損害については、損害発生の翌日から起算して、国内旅行にあっては14日以内に、海外旅行にあっては21日以内に当社に対して通知があったときに限り、旅行者1名につき15万円を限度（当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。）として賠償します。

## 21. 特別補償

(1)当社は、当社が実施する受注型企画旅行に参加するお客様が、その受注型企画旅行中に急激かつ偶然な外来の事故によって身体に傷害を被ったときは、約款の別紙「特別補償規程」に従い、お客様又はその法定相続人に死亡補償金、後遺傷害補償金、通院見舞金及び入院見舞金を支払います。通院見舞金、入院見舞金、死亡補償金の額は次表の通りです。また、携帯品に損害を被ったときは、「特別補償規程」により携帯品損害補償金を支払います。携帯品にかかる損害補償金は、お客様おひとりにつき15万円を限度とします。ただし、補償対象品の一個又は一対については、10万円を限度とします。ただし、現金、クレジットカード、貴重品、磁気ディスク、その他「特別補償規程」第18条2項に定める品目については補償しません。

	国内旅行	海外旅行
通院見舞金	通院日数により1万円～5万円	通院日数により2万円～10万円
入院見舞金	入院日数により2万円～20万円	入院日数により4万円～40万円
死亡補償金	1500万円	2500万円

(2) お客様が受注型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、お客様の故意による法令に違反する行為、無免許若しくは酒酔い運転、疾病等のほか、受注型企画旅行の日程に含まれない場合で、自由行動中のスカイダイビング、ハングライダー 搭乗、超軽量動力機（モーターハングライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等）搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるもの等約款の別紙「特別補償規程」第3条、4条及び第5条に該当する場合は、当社は(1)の補償金及び見舞金を支払いません。ただし、当該運動があらかじめ受注型企画旅行日程に含まれているときは、この限りではありません。

(3) 日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない旨が明示された日については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合に限り、受注型企画旅行参加中とはいたしません。

(4) (1)の傷害・損害については、第20項(1)の規定に基づく責任を負うときは、(1)による補償金は当社が負うべき損害賠償金の一部（又は全部）に充当します。

(5) 当社が(1)による補償金支払義務と第20項により損害賠償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときはその金額の限度において補償金支払義務、損害賠償義務とも履行されたものとして扱います。

## 22. 旅程保証

旅行日程に下表に掲げる変更が行われた場合は、旅行業約款（受注型企画旅行契約の部）の規定によりその変更の内容に応じて旅行代金に下表に定める率を乗じた額の変更補償金を支払います。ただし、一旅行契約について支払われる変更補償金の額は、旅行代金の15%を限度とします。また、一旅行契約についての変更補償金の額が1,000円未満の場合は、変更補償金は支払いません。

変更補償金の支払いが必要となる変更	1件当たりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1.契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
2.契約書面に記載した入場する観光地又は 観光施設（レストランを含みます）その他の旅行の目的地的地の変更	1.0	2.0
3.契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更（変更後の等級及び設備のより低い料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限りです。）	1.0	2.0
4.契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
5.契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
6.契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0	2.0
7.契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更（当社が宿泊機関の等級を定めている場合であって、変更後の宿泊機関の等級が契約書面に記載した宿泊機関の等級を上回った場合を除きます。）	1.0	2.0
8.契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0

## 23. お客様の責任

(1) お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。

(2) お客様は、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他契約の内容について理解するように努めなければなりません。

(3) お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

## 24. 旅券・査証・渡航手続

現在お持ちの旅券が今回の旅行に有効かどうか、査証・再入国許可・電子渡航認証その他の渡航書類が必要かどうかの確認及び取得は、お客様ご自身の責任で行っていただきます。当社がこれらの取得手続を別途契約により代行する場合がありますが、取得の確実性を保証するものではありません。旅券名義の相違、査証不備、入国拒否その他お客様の責に帰すべき事由により旅行に参加できない場合の取消しは、お客様都合による解除として取り扱います。

## 25. 保健衛生

渡航先又は旅行先の衛生状況、感染症情報、検疫条件、予防接種の要否等については、厚生労働省検疫所、外務省、現地官公署その他関係機関が公表する最新情報をお客様ご自身でもご確認ください。健康診断書、英文診断書、ワクチン接種証明書等の提出が必要となる場合があります。これらの取得費用は原則としてお客様負担となります。

## 26. 海外危険情報・安全確保

渡航先によっては、外務省より「海外安全情報」等、国又は地域の渡航に関する情報が出されている場合があります。詳しくは以下をご確認ください。

外務省 海外安全ホームページ <http://www.anzen.mofa.go.jp/>

外務省 海外旅行登録「たびレジ」 <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

外務省 領事サービスセンター（海外安全相談班）03-5501-8162

## 27. 渡航先に「海外安全情報」が発出された場合の取扱について

レベル1：「十分注意してください。」

1通常通り催行いたしますが、当社にて海外安全情報の書面をお受け取りください。

2契約成立後に取消された場合には、企画書面に記載の取消料をお支払いいただきます。

レベル2：「不要不急の渡航は止めてください。」

1原則催行いたしません。当社にて適切な「危険回避措置」が講じられると判断された場合に限り、催行いたします。その場合の対応は2以下です。

2当社は海外安全情報の書面を交付し、危険回避措置に関する説明を行います。

3お客様が契約を解除する場合は、企画書面に記載の取消料をお支払いいただきます。ただし、目的とする観光地に行けないなど旅行内容に重要な変更（第22項の表の左欄に掲げるもの）が生じた場合は、取消料をいただきません。

4渡航中に当該情報が発出された場合、危険回避措置のため契約内容を変更することがあります。

レベル3：「渡航は止めてください。（渡航中止勧告）」催行を中止いたします。

レベル4：「退避してください。渡航は止めてください。（退避勧告）」催行を中止いたします。

## 28. お買い物案内

お客様の便宜を図るため、観光中・送迎中に土産物店等へご案内することがありますが、商品の購入はお客様ご自身の判断と責任で行っていただきます。当社は商品の交換・返品・免税払戻し等について法令又は当社の故意・過失による場合を除き責任を負いません。免税払戻しがある場合は、レシートの保管及び空港・港・店舗での手続をお客様ご自身で行ってください。ワシントン条約その他諸法令により持込みが禁止されている物品がありますので十分ご注意ください。

## 29. 事故等のお申出

旅行中に事故、病気、盗難その他の事由が生じた場合は、直ちに確定書面でお知らせする連絡先へご通知ください。やむを得ず通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第速やかにご通知ください。

## 30. 旅行傷害保険の加入について

旅行中の病気・けが・事故に備え、お客様ご自身で十分な補償内容の旅行傷害保険に加入されることを強くおすすめします。海外旅行では治療費・救護費用・賠償責任補償・携行品補償、国内旅行では傷害補償・賠償責任補償等の付保をご検討ください。保険商品の取扱いがある場合は別途ご案内します。

## 31. 個人情報の取扱い

当社は、申込書等に記載された個人情報を、お客様との連絡、旅行サービスの手配及び受領のための手続、保険手続、事故時の対応、アンケート、統計資料の作成、当社及び提携先の商品・サービス・キャンペーンのご案内等に利用します。運送・宿泊機関、保険会社、土産物店、現地手配会社その他必要な提供先に対し、氏名、住所、電話番号、旅券番号、搭乗便名その他必要な範囲の個人データを電子的方法等により提供することがあります。提供停止を希望される場合は、出発前までにお申し出ください。共同利用その他の取扱いは当社プライバシーポリシーに従います。

### 32. その他

- (1) お客様が個人的な案内、買物等を添乗員、現地係員等にご依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様のけが・疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物・貴重品の紛失・忘れ物回収に伴う諸費用及び別行動手配のために要した諸費用が発生した場合は、お客様に負担していただきます。
- (2) お客様の便宜を図るために、土産物店等にご案内することがありますが、お買物に際してはお客様の責任で購入していただきます。
- (3) 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。
- (4) 当社が旅行契約により旅程を管理する義務を負う範囲は、出発（集合）してから、帰着（解散）するまでとなります。
- (5) 旅行中に事故などが生じた場合は、直ちに最終日程表でお知らせする連絡先にご連絡ください。
- (6) 病氣、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への賠償金請求や賠償金の回収が大変困難なのが実情です。これらの治療費、移送費、また、死亡・後遺障害等を担保するため、お客様ご自身で充分な額の旅行傷害保険に加入されることをお勧めします。
- (7) 「燃油サーチャージは旅行代金に含まれておりません。旅行代金とは別に、企画書面に記載した方法によりお支払いいただきます。運送機関の運賃改定により増減が生じた場合は、当社は差額を精算いたします。なお、お客様が当該サーチャージの増額を理由として旅行契約を解除する場合、当社は第13項(1)に定める規定の取消料を申し受けます。

### 33. 約款準拠・基準日

本旅行取引条件説明書面に記載のない事項は、当社旅行業約款（受注型企画旅行契約の部）及び法令に定めるところによります。運賃・料金その他の旅行契約の基準日は、別途企画書面に明示しない限り、企画書面作成日現在の有効な公示運賃・料金・適用条件によります。

### 34. 弁済業務保証金制度及びボンド保証制度

当社は、一般社団法人日本旅行業協会の保証社員になっております。当社と旅行契約を締結したお客様は、その後の経過から当該契約に関し当社に対して債権を取得した場合で当社からその支払いを受けられなかったときは、弁済業務保証金制度により、原則として、一定額に達するまで弁済を受けることができます。また、当社は、一般社団法人日本旅行業協会のボンド保証会員にもなっております。当社と旅行契約を締結したお客様は、上記のような事態が生じた場合であって、上記の一定の弁済限度を超えたことを理由に弁済を受けられなかった場合、一般社団法人日本旅行業協会のボンド保証制度により、原則として、一定額に達するまで弁済を受けることができます。